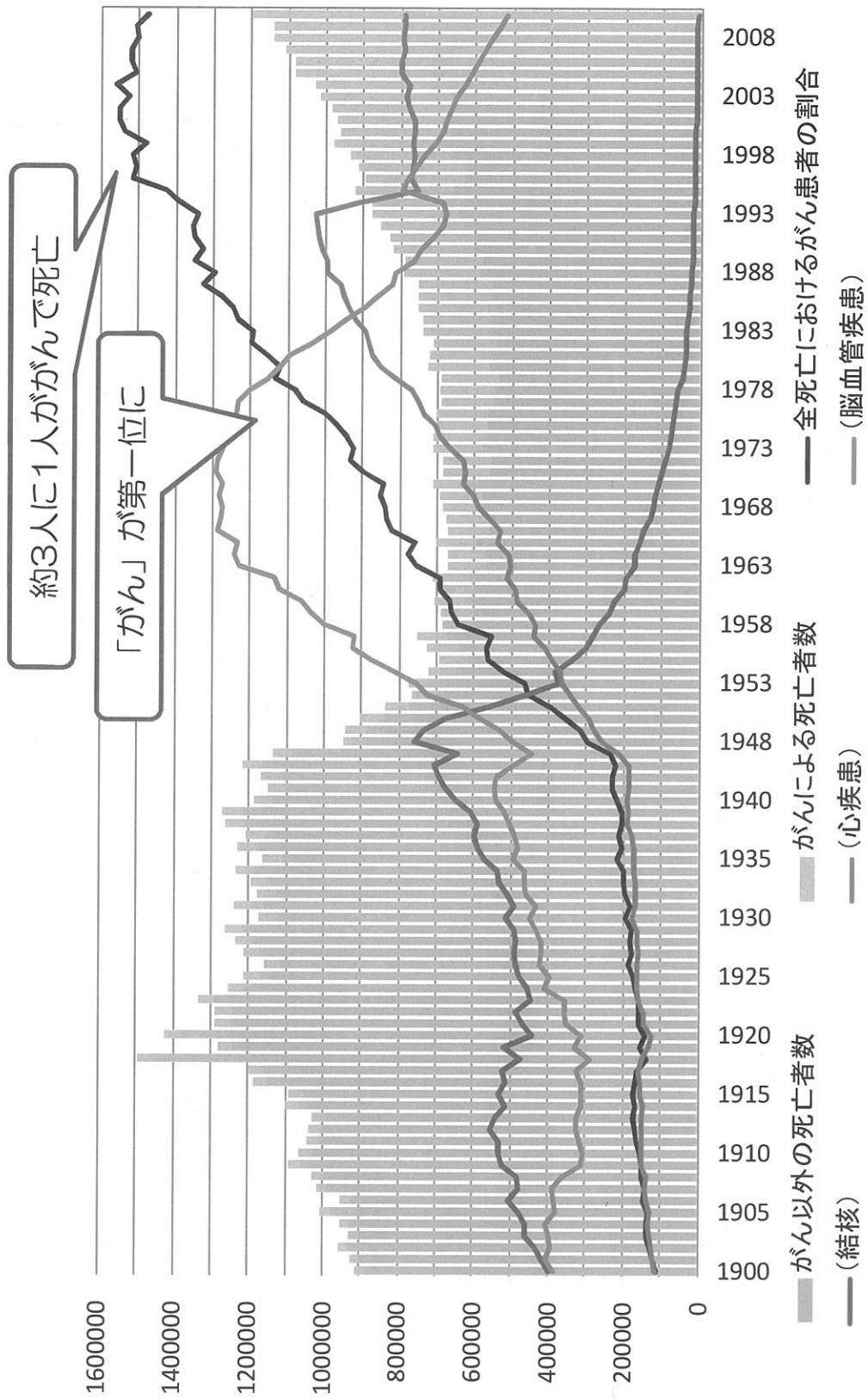
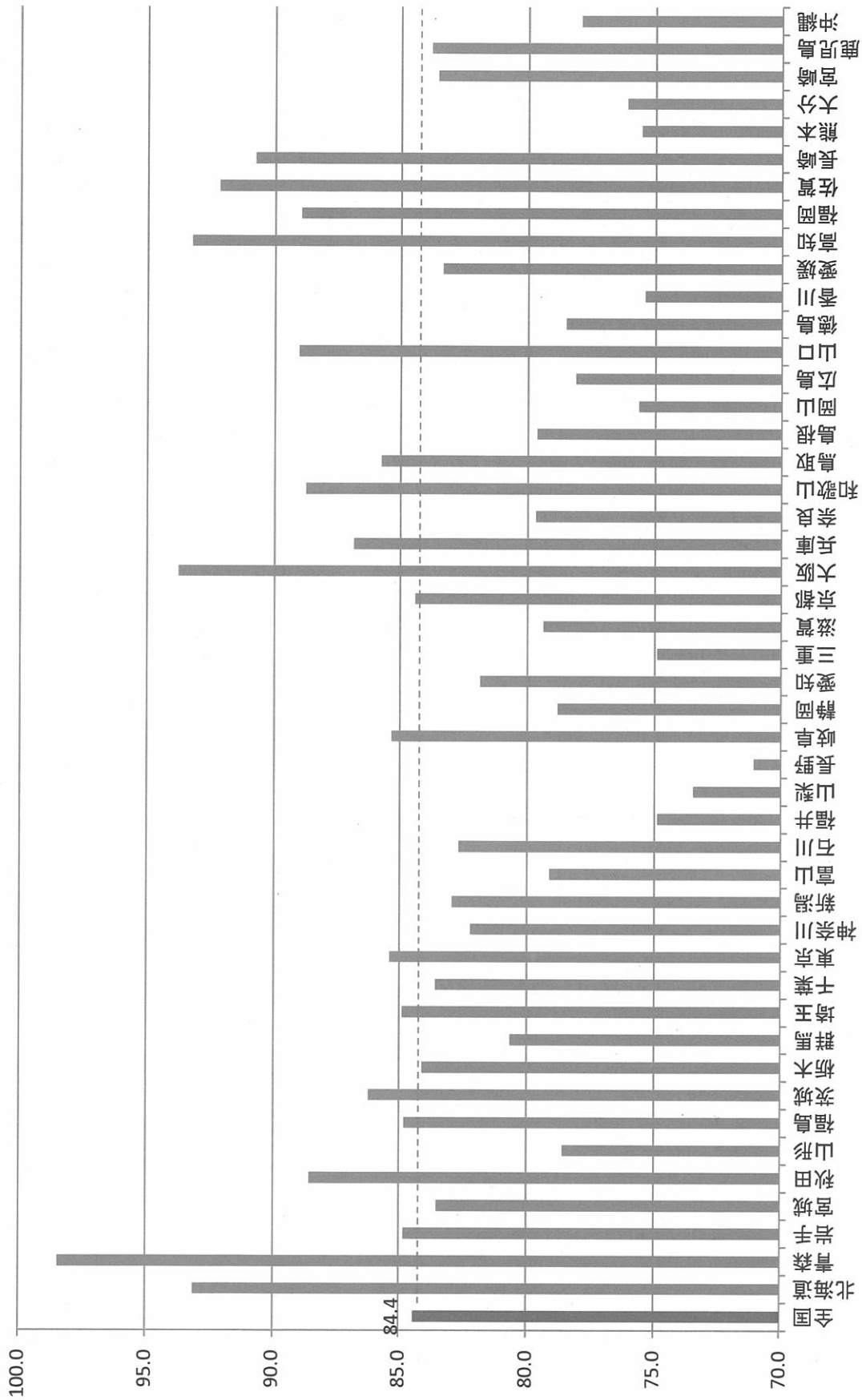


がん死亡者数と全死亡者数に対する割合



平成21年 都道府県別がん75歳未満年齢調整死亡率(人口10万対)

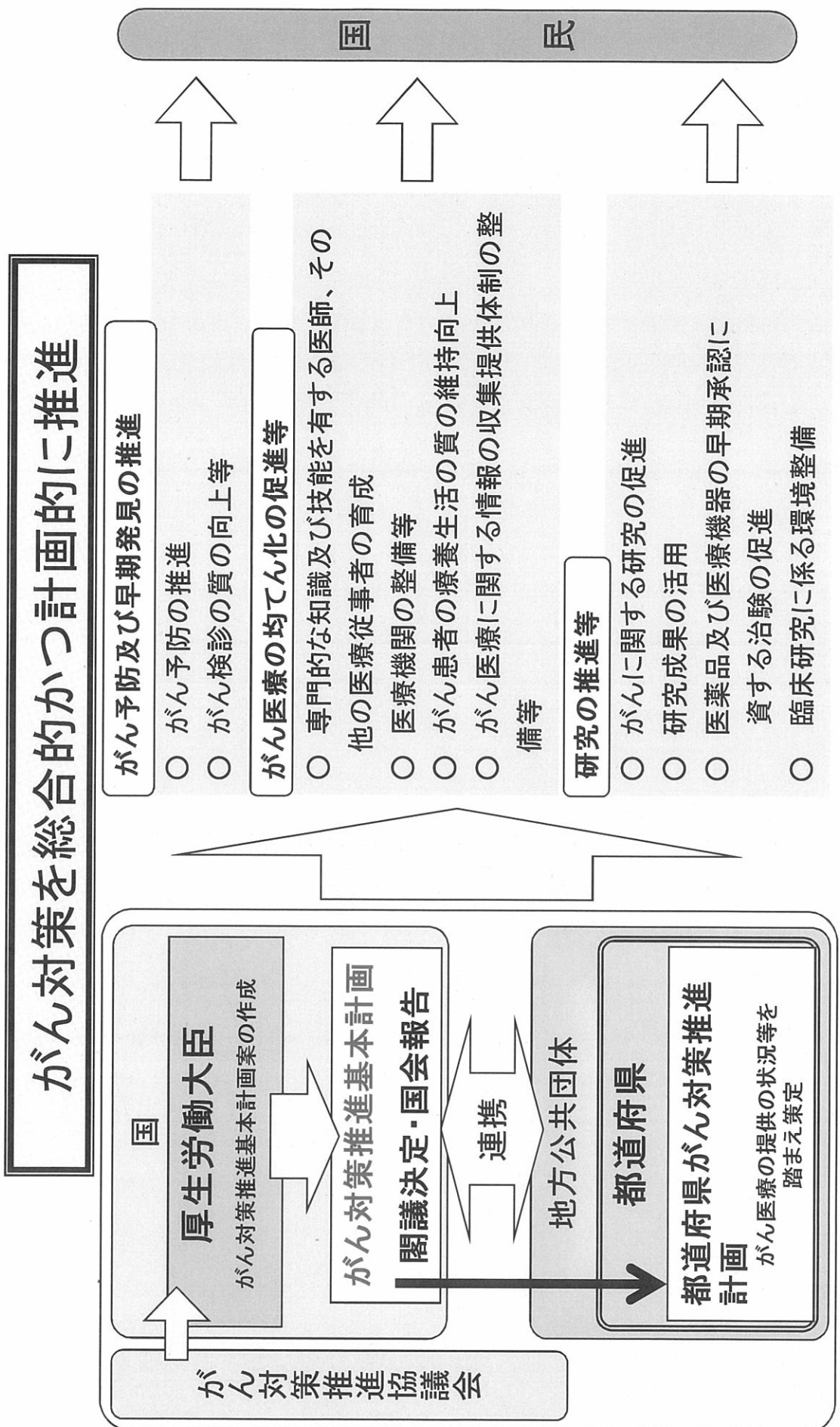


出典：国立がんセンターがん対策情報センター

がんに関する統計

項目	現 状	出 典
死亡数	<p>総数35万3,499人（全死因に対し29.5%） [男性 21万1,435人]（全死因に対し33.4%） [女性 14万2,064人]（全死因に対し25.2%） → “日本人の3人に1人ががんで死亡” ※ がんは加齢により発症リスク増 → 粗死亡数は増加傾向（高齢化の影響） ※ 年齢調整死亡率（75歳未満）は、平成7年以降減少傾向（平成7年：108.4 → 平成21年 84.4） ※ がんの種類が変化している</p>	人口動態統計 （平成 22 年）
罹患数	<p>69万3,784人 [男性 40万605人] 多い部位：①胃、②大腸、③肺、④前立腺、⑤肝臓 [女性 29万3,179人] 多い部位：①乳房、②大腸、③胃、④肺、⑤子宮頸部 ※ 男女とも、上位5部位のがんで、全がん患者の6割以上を占める ※ 乳房と子宮頸部の上皮内がんを含む</p>	地域がん登録全国推計値 （平成 18 年）
生涯リスク	<p>男性：54%、女性：41% → “日本人の2人に1人ががんになる”</p>	国立がんセンターがん対策情報センターによる推計値 （平成 17 年）
受療・患者	<p>継続的な医療を受けている者は152万人 ・ 調査日に入院中の者は14万1,400人 ・ 外来受診した者は15万6,400人 ・ 1日に29万7,800人が受療（全受療の3.6%）</p>	患者調査 （平成 20 年）
がん医療費	<p>2兆9,577億円 ※ 一般診療医療費全体の11.1%</p>	国民医療費 （平成 21 年）

がん対策基本法(平成18年法律第98号)



がん対策推進基本計画

(平成19年6月閣議決定)

1

重点的に取り組むべき課題

(1) 放射線療法・化学療法の推進、
これらを専門的に行う医師等の育成

(2) 治療の初期段階からの
緩和ケアの実施

(3) がん登録の推進

全体目標【10年以内】

がんによる死亡者の減少
(75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少)

全てのがん患者及びその家族の
苦痛の軽減並びに療養生活の質の向上

分野別施策及びその成果や達成度を計るための個別目標

1. がん医療

- ①放射線療法及び化学療法の推進並びに医療従事者の育成
- ②緩和ケア
- ③在宅医療
- ④診療ガイドラインの作成
- ⑤その他

- ☆ すべての拠点病院において、放射線療法及び外来化学療法を実施【5年以内】
- ☆ すべてのがん診療に携わる医師が研修等により、緩和ケアについての基本的な知識を習得【10年以内(運用上5年以内)】

4. がん登録

- ☆ 院内がん登録を実施している医療機関を増加

2. 医療機関の整備等

- ☆ すべての2次医療圏において、概ね1箇所程度拠点病院を設置【3年以内】
- ☆ 5大がんに関する地域連携クリティカルパスを整備【5年以内】

6. がんの早期発見

- ☆ がん検診の受診率について、50%以上とする【5年以内】

3. がん医療に関する相談支援及び情報提供

- ☆ すべての2次医療圏において、相談支援センターを概ね1箇所以上整備【3年以内】

7. がん研究

- ☆ がん対策に資する研究をより一層推進

がん対策推進基本計画の見直しについて

- がん対策基本法(平成18年法律第98号)において、「政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する基本的な計画を策定しなければならない」と規定されており、これに基づき、平成19年6月にがん対策推進基本計画が策定された。
- 基本法において基本計画は少なくとも5年ごとに検討を加え、必要に応じて変更することとされており、がん対策推進協議会の意見を聴き、見直しを行うものである。
- また、専門的な知見を要する分野である「小児がん」、「緩和ケア」、「がん研究」については協議会の下に専門委員会が設置され、報告書が協議会へ提出された。
- 今後のスケジュール(案)

2月1日	がん対策推進協議会(基本計画素案の提示)
3月1日	がん対策推進協議会(基本計画案の提示)
3～4月	パブコメ
4～5月	各省協議
5～6月	閣議決定

がん対策推進基本計画見直しのポイント(案)

- (1) 全体目標に「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」を追加。
がん患者やがんの経験者は身体的な痛みのみならず、不安などの心の問題、家族や周囲の人との関係、就労や経済負担など多様な「痛み」を抱えていることから、がん患者・経験者を社会全体で支え、安心して暮らせるような社会を構築するための取組を推進する。
- (2) 重点課題に「働く世代や小児へのがん対策の充実」を追加。
我が国で死亡率が上昇している女性のがんへの対策、就労に関する問題への対応、働く世代の検診受診率の向上、小児がん対策等への取組を推進する。
- (3) 分野別施策に主に以下を追加・修正。
- ① 小児がん： 小児の病死原因1位である小児がんについて小児がん拠点病院(仮称)の整備、全国の中核となる機関のあり方の検討等の新たな取組を実施する。
- ② がんと診断された時からの緩和ケア： 従来の「治療の初期段階」からの緩和ケアからより早期から適切な緩和ケアを実施するため「がんと診断された時」からの緩和ケアへ変更。
- ③ がんの教育・普及啓発： 国民・患者・家族等への普及啓発に加えて、子どもに対する健康教育全体の中でがん教育のあり方を検討し、関係者の協力を得ながら子どもに対するがん教育を進める。
- ④ がん患者の就労を含む社会的な問題： 就労に関するニーズや課題を明らかにした上で、職場における理解の促進、相談支援体制の充実を通じて、がんになっても安心して働き暮らせる社会の構築を目指す。
- ⑤ 医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組： いわゆる「ドラッグ・ラグ」、「デバイス・ラグ」の問題については、引き続き、医薬品・医療機器を早期開発・承認等に向けた取組を着実に進める。
- ⑥ がんの予防： 成人喫煙率の低下、受動喫煙の防止の数値目標の設定に努める。